

令和2年3月31日
午後1：00発表

広報資料



問い合わせ先
小樽海上保安部
次長(交通担当) 佐々田 雄二
電話 0134-27-6118

海上安全指導員指定証交付式の実施について

海上保安庁では、健全かつ安全なマリンレジャー活動を推進するため、安全航行に関する周知啓発活動を実施していただける民間有志の方々を「海上安全指導員」に指定し、活動を実施していただいております。

この度、小樽海上保安部管内で活動される7名の方々を、新たに指導員として指定することとなりましたので、下記のとおり「海上安全指導員指定証」の交付式を実施します。

記

1 日時

令和2年4月9日（木）午後2時00分

2 場所

小樽海上保安部

小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎4階

3 被交付者

海上安全指導員 宮島 正光 氏 (みやじま まさみつ)
海上安全指導員 田渕 俊博 氏 (たぶち としひろ)
海上安全指導員 五十嵐 政剛 氏 (いがらし せいご)
海上安全指導員 堀米 正之 氏 (ほりごめ まさゆき)
海上安全指導員 岸本 和幸 氏 (きしもと かずゆき)
海上安全指導員 玉井 悟 氏 (たまい さとる)
海上安全指導員 小野 貴之 氏 (おの たかゆき)

※海上安全指導員制度とは

健全かつ安全なマリンレジャー活動を推進するため、民間の有志による安全活動を行っていただける方々を各管区海上保安本部長が「海上安全指導員」として指定し、海上での安全航行に関するマナーの周知及び当該海域における各種情報提供等の安全活動を実施していただくものです。

海上安全指導員数は、3月31日現在、道内で93名、当部管内では今回の7名の指定により55名となっております。

4 その他

当日取材を希望される社は、4月6日（月）午後5時までに小樽海上保安部まで連絡をお願い致します。